

分担金・拠出金の名称	国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)	平成28年度 予算額	56,407千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	国際移住機関(IOM)拠出金				
国際機関の概要	<p>・IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験を有する。</p> <p>・特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有するIOMの役割に注目が集まっている。</p> <p>・IOMのこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題への対応が可能となる。</p>				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>IOMは1950年代から世界的規模で、受け入れ国や移住する難民のニーズに合わせて、受け入れる難民決定までの受け入れ国政府へのサポートや難民の出発前準備、語学研修、実際の移送など、一連のプロセスを運営しているところ、平成26年1月24日付け閣議了解に基づく難民対策連絡調整会議決定により、第三国定住事業で受け入れる難民に対する入国前の支援を、深い経験と知見を有するIOMに委託することが規定されている。平成27年度は政府が受け入れを決定するために必要な健康診断を実施したほか、受入れが決定した第三国定住難民第6陣19名に対し、IOMマレーシア事務所が出国前研修として、生活オリエンテーション及び日本語研修を実施したうえ、渡航支援を行い実際に来日した。難民は来日後に定住支援プログラムを受講した後、受入れ先自治体において定住を開始したところ、出国前研修の成果により、問題なく(生活保護等を受給することなく)新生活を開始している。</p>				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>・我が国はIOMを通じ毎年積極的に支援を実施しており、具体的には、エボラ出血熱関連支援を含むアフリカ地域、IS等イスラム過激派伸張による中東地域等向け支援を通じて、人間の安全保障の確保を目指している。</p> <p>・<b>女性支援分野</b>においては、2014年の国連総会で安倍総理が言及したIOMの女性支援案件に代表されるように、我が国支援を活用して女性の保護と能力強化に資する人道支援案件を積極的に実施。</p> <p>・<b>在外邦人の安全確保</b>の面からは、IOMは、治安情勢が悪化した各国からの在留邦人の国外退避・帰国に際し全面的に協力。2016年2月には、IOM事務局長と領事局長の間で「在外邦人の緊急退避支援にかかる協力覚書」に署名。</p> <p>・<b>官民連携分野</b>では、アフリカにおける人道支援等の実施に際し、邦人職員の協力により我が国民間企業との連携案件が実現。</p> <p>・IOMトップのスウィング事務局長は、2008年の就任以来毎年訪日(計9回)、政務及び外務省幹部と政策協議等を重ね、緊密な関係を構築・維持。</p> <p>・我が国は、IOM総会(年1回)に出席し、ステートメントを実施し、決定承認プロセスへ参加する等、我が国のプレゼンスを積極的に確保しているほか、プログラム・財政常設委員会(年2回)においても我が国の意見を反映させている。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・IOMの活動が拡大する中(1996年→2013年、加盟国数3倍、事務所数約3倍)、IOMはジュネーブ本部機能の一部を(コストがより安い)パナマやフィリピンに移転する等の機構改革により経費削減に最大の努力。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	<p>・スウィング現事務局長(2008-)は邦人職員の増強に非常に力を入れており、事務局長就任以降成果が上がっている(2008年の8名→2012年の17名、112.5%増)。過去5年間では、2015年末時点の邦人職員(国際職員)は20名で、2011年(同14名)比42.8%増。</p> <p>・邦人幹部職員は1名(太平洋地域担当事務局長顧問(D-1))</p>				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>①計画段階(Plan):閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定等に規定された支援内容につき予算要求</p> <p>②実施段階(Do):IOMマレーシア事務所、IOM駐日事務所において実施及びIOM駐日事務所を通じた実施状況報告</p> <p>③評価段階(Check):最終報告書を踏まえ、外務省が実施状況確認</p> <p>④フォローアップ(Act):外務省とIOM駐日事務所との協議を通じて、問題点の共有や難民の状況に即した事業のあり方について検討・指示。</p>				
担当課・室名	総合外交政策局人権人道課				